

運転免許証の返納手続きについて

申請場所

警察署（県内のどの警察署でも申請可能）
月曜日から金曜日（土日、祝祭日を除く）
午前9時00分から午後4時00分まで
運転免許課
月曜日から金曜日（土日、祝祭日を除く）
午前8時30分から午後0時00分
午後1時00分から午後4時00分まで

持ち物

運転免許証

※ 亡くなられた方の運転免許証を返納する場合は、**死亡日を確認できる書類**（死亡診断書の写し、弔電御礼の葉書等）と返納に来た方の身分証が必要です。

注意事項

失効した免許証及び再交付後に発見した古い免許証は、免許証を保有している本人以外は返納できません。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口へお問い合わせ下さい。